

## ご利用までの流れ

- 1 お問い合わせ・見学相談  
まずはお気軽にお電話ください。  
見学も随時可能です。
- 2 市町村への申請  
お住まいの市町村窓口でサービスの  
利用申請手続きを行います。
- 3 利用開始  
支給決定後に契約を結びご利用  
開始となります。

## ご利用にあたって

### 利用料金

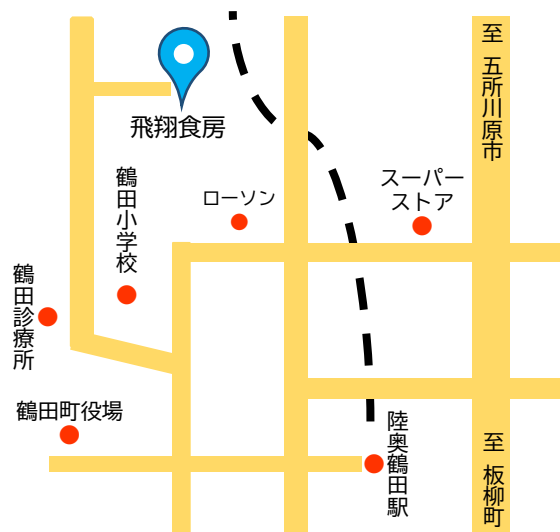
法令に基づき、世帯の所得状況などに応じて決定されます。詳しくはお住まいの市町村窓口、またはご相談時にお尋ねください。

### 昼食

ご希望の方には、栄養バランスの取れた昼食を1食300円で提供しています。

### 送迎サービス

必要な方には送迎サービスを行っています。  
対象エリアなど、お気軽にご相談ください。



社会福祉法人 **共生会**

〒038-3503

青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字押上52

TEL:0173-23-1030

FAX:0173-23-1033

E-mail habatake@jomon.ne.jp



ホームページ

はばたけしよくぼう  
多機能型事業所 **飛翔食房**

「働きたい」  
その想いを  
かたちに。



働き方の  
選択肢

実践的な  
作業訓練

安心の  
サポート  
体制

飛翔食房では、あなたの「働きたい」  
をお手伝いします。

自分に合った働き方を探す

## 就労選択支援

(定員10名 原則1カ月)

作業体験や面談を通して、自分の得意なこと、体調や生活リズムなどを一緒に整理しながら、どんな働き方があるのかを一緒に探していきます。

こんな方に

- ✓ 企業実習や作業体験を通して、働くイメージをつかみたい方
- ✓ 就労移行支援・継続支援・一般就労など、進路選択に迷っている方
- ✓ 特別支援学校などの在校生や卒業予定の方で、働く準備を進めたい方



## 就労継続支援

(A型・B型)

一般企業で働くことが困難な方に、サポートのある環境での働く場を提供し、生産活動を通して知識や能力の向上を目指します。

仕事のやりがいを  
実感する

必要なスキルと  
自信を育む

## 就労移行支援

(定員6名 原則2年 延長1年)

一般企業への就職を目指す方に、各種作業訓練 職場見学・職場実習など必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。

こんな方に

- ✓ 一般企業への就労を希望する65歳未満の方

職場で長く  
活躍するための  
サポート

## 就労定着支援

(最大3年間)

就労移行などを利用して一般就労した方が長く働き続けられるように支援します。

こんな方に

- ✓ 一般就労後6カ月が経過し、継続的な支援が必要な方。



「自分らしさ」を大切にしながら、新しい自分を見つけよう!



### 就労継続支援 A 型

雇用契約	あり
賃金	青森県の最低賃金
手当等	通勤手当・雇用保険加入
作業時間	8:00~15:30 内5時間
主な作業	調理、配達 など
活動日	シフト制
定員	10名

### 就労継続支援 B 型

雇用契約	なし
賃金	工賃 (時給 300円~600円)
手当等	通勤手当(規定あり) または 送迎あり
作業時間	9:15~14:30 内4時間
主な作業	食品加工、畑作業 など
活動日	月曜日~金曜日 ※祝祭日は休み
定員	24名

### 就労移行支援

雇用契約	なし
賃金	工賃 (時給 300円~600円)
手当等	通勤手当(規定あり) または 送迎あり
作業時間	9:15~14:30 内4時間
主な作業	食品加工、畑作業 など
活動日	月曜日~金曜日 ※祝祭日は休み
定員	6名